

回覧

深田山自治区

# お助け隊制度 スタート

2024年5月6日（月）～



## 「お助け依頼」の受付対象者

深田山自治区の活動の理解者

深田山自治区の方で65歳以上の人一人暮らしの方

深田山自治区の方で一人暮らしの障がい者の方

高齢者夫婦・高齢者のみの世帯の方

高齢者と障がい者の世帯の方

障がい者のみの世帯の方

その他の方（相談に応じます）

## 「お助け隊が出来る作業内容」

階段の昇り降りがつらい人のゴミ捨て

ゴミステーションが遠い人のゴミ捨て

高齢者の対応がむつかしい電球交換

庭の草刈り 樹木の伐採

その他、本隊が認める作業

## 「お助け依頼」申し込み方法

公会堂にあるお助け利用者登録書に記入して申し込みください

電話でも受け付けます

受付時間 午前9時から午後3時まで 12時から13時まで休憩時間

電話 0565-27-7175

負担金は300円（作業内容によっては別途相談）

部品、材料は準備していただくか、実費をお助け隊にお支払いください

依頼者宅に訪問、実施可否の判断します。

即日できるものと、日程を調整する場合があります

## 深田山お助け隊会則

第1条 本会の名称は、仮名称として深田山お助け隊という  
(名称) ネーミングを募集中

### 第2条 (目的)

- 1 地域住民の社会活動への参加並びに介護予防の支援をするための活動する会である。
- 2 高齢者等が住み慣れた深田山で可能な限り自立した生活を営み、地域の支え合いの精神を基とし、利用者が自立した生活が送れるように心がけ、地域のつながりができるように支援するものである。
- 3 お助け隊自身の生きがい、地域福祉の向上を実現するための活動をする会であることを目的とする。

### 第3条 (構成)

- 1 お助け隊会員は、深田山自治区に居住する者として年齢制限は定めない。  
お助け隊への、入会脱会活動停止は自由とする。
- 2 お助け隊会員は、当年の生活安全、多世代福祉担当の組長の承諾あれば  
入会をして活動してもらう。

### 第4条 (組織)

- 1 本会の役員は自治区役員を兼任とする、任期は役員任期と同等とする。  
ただし自治区区民から自薦、次に他薦があり本人が承諾いただいた方は  
選出対象者とします。  
①顧問・・1名 ②会長・・1名 ③副会長・・3名 ④会計・・1名
- 2 会長は、本会を代表して会務を総括し企画運営と対外的な折衝を行う。
- 3 副会長は会長の補佐をし、会長不在の場合はその職務を行う。
- 4 会計は、深田山自治区からの助成金を基にお助け隊の収支にあたる。
- 5 会員は、活動において知り得た個人情報は、他人に漏らしてはならない。  
退会した後も同様のこととする。

### 第5条 (経費と使途)

- 1 本会の活動経費は、深田山自治区からの助成金により充てられるものとし、  
会員からの会費は徴収しない。
- 2 活動時の工具は公会堂物を使用する。会員が持参した場合は、消耗品で  
少額の場合は活動費で補う事とする。
- 3 助成金はお助け隊の休憩時、お茶などの購入に充てさせて頂くものとする。
- 4 共有工具費購入は助成金から充てていく。
- 5 本会ボランティア保険加入は自治区の助成金より支払いをする。

## 第6条（事務所）

- 1 本会の会合事務所は、深田山公会堂に置き随時例会、反省会を行う。

## 第7条（運営）

- 1 活動時は事前に要望者と実施内容を話し合い、実施可不を決める。
- 2 深田山自治区のホームページを利用して日時を決め担当者を決める
- 3 工具は基本は公会堂の共有工具を使用する
- 4 要望者は専用用紙に記入して組長を通して公会堂に提出できる。
- 5 お助け隊の活動継続を図り、諸団体と連携を推進していく。

## 利用料およびお助け隊への対価に関する基準

### 1.利用料金

- ・1回、おおむね1時間単位・・・300円  
(お助け隊が利用者宅に到着し、活動終了までとする。)

### 2.利用の範囲について

- ・家内作業は原則として2人とする。緊急の場合は本人の了解があれば1人作業を実施する。

### 3.活動費（お助け隊の運営費）

- ・お助け隊は、利用者から受け取った料金を受領し、領収書を発行する。
- ・利用料金は、お助け隊の運営費として、事務所に納付する。
- ・お助け隊は、活動報告書を事務所に提出する。

### 4.その他の費用

- ・支援活動中の必要な経費は、実費とする。（利用者負担）
- ・利用者はお助け隊と事前に内容を相談して、必要なものは、利用者自ら購入する。

### 5.申し込みの方法について

- ・初めての方については、事務局と民生委員で訪問調査を行い可否の決定後、日程の調整を行う。
- ・2回目以降は以降の方は、依頼内容と依頼希望日を1週間前まで事務局に依頼する。

## 深田山お助け隊

隊長 殿

## 「深田山お助け隊」利用登録申請書

次のとおり、深田山お助け隊支援活動について申請します。

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日 ( 歳)
住所		連絡先	
健康状態			
緊急連絡先	氏名 (続柄 ) 住所 電話番号		
家族の状況	一人暮らし・高齢者夫婦・高齢者世帯・障がい者世帯 高齢者と障がい者の世帯・その他		
申請理由			
利用内容	1、日常的な支援 ゴミ出し (依頼場所 ) 2、季節的な支援 庭の草刈り 樹木の伐採 (依頼場所 )		
利用対象者	深田山自治区の活動の理解者 深田山自治区の方で65歳以上の一人暮らしの方 深田山自治区の方で一人暮らしの障がい者の方 高齢者夫婦・高齢者のみの世帯の方 高齢者と障がい者の世帯の方 障がい者のみの世帯の方 その他の方 (相談に応じます)		

深田山お助け隊支援活動 報告書

活動実施日	令和 年 月 日 (曜日)		
活動時間	午前・午後 ( 時 分 ~ 時 分)		
利用者氏名			
利用者住所			
活動内容			
お助け隊氏名			
連絡事項（感想）	嬉しかったこと これはちょっとと思った事	嬉しかったこと これはちょっと思った事	
確認欄	活動費	利用者印（サイン）	
時間 分			